

## 広島文化学園大学学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）、広島文化学園大学学則（以下「学則」という。）第46条の規定に基づき、広島文化学園大学（以下「本学」という。）が行う学位の授与に関し必要な事項を定める。

(学位の名称)

第2条 本学において授与する学位は次のとおりとする。

- |            |               |                    |
|------------|---------------|--------------------|
| (1) 看護学部   | 看護学科          | 学士（看護学）            |
| (2) 学芸学部   | 子ども学科<br>音楽学科 | 学士（子ども学）<br>学士（音楽） |
| (3) 人間健康学部 | スポーツ健康福祉学科    | 学士（健康学）            |

(学士学位授与の条件)

第3条 学士の学位は、学則第45条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学士学位授与の時期)

第4条 学士の学位を授与する時期は、3月又は9月とする。

(学位の取消し)

第5条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は学位の名誉を汚辱する行為をしたときは、学長は、学部教授会の意見を聴いたのち、学位を取り消すことができる。

(学位記)

第6条 学位記の様式は、別表のとおりとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

- 1 この規程は、平成19年3月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成21年4月1日から施行する。(名称変更)
- 3 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 4 この規定は、平成25年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成25年11月1日から施行する。(学科名の改正)
- 6 この規程は、平成27年4月1日から施行する。(学校教育法改正に伴う改正)
- 7 この規程は、平成30年4月1日から施行する。(人間健康学部の新設)
- 8 この規程は、令和4年1月11日から施行する。(社会情報学部の廃止に伴う改正)

別表（第6条関係）学位記の様式

(看護学部看護学科)

看第 号	割印 年月日 広島文化学園大学長 〇〇〇〇 印	学位を授与する	たことを認め学士（看護学）の	の課程を修めて本学を卒業し	本学看護学部看護学科所定	氏名 生年月日	学位記

(学芸学部子ども学科)

子第 号	割印 年月日 広島文化学園大学長 〇〇〇〇 印	学位を授与する	たことを認め学士（子ども学）の	の課程を修めて本学を卒業し	本学学芸学部子ども学科所定	氏名 生年月日	学位記

(学芸学部音楽学科)

音第 号	割印 年月日 広島文化学園大学長 〇〇〇〇 印	学位を授与する たことを認め学士（音楽）の の課程を修めて本学を卒業し 本学学芸学部音楽学科所定	氏名 生年月日	学位記
---------	-------------------------------------	---	------------	-----

(人間健康学部スポーツ健康福祉学科)

人第 号	割印 年月日 広島文化学園大学長 〇〇〇〇 印	(健康学)の学位を授与する 本学を卒業したことを認め学士 福祉学科所定の課程を修めて	氏名 生年月日	学位記
---------	-------------------------------------	--	------------	-----